

平成 30 年第 3 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 藤谷博之 班長兼副主幹 須田益巳
副主幹 阿部千春

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	佐々木俊哉
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	齋藤和幸
観光課長	池田智成	農林水産課長	佐藤正之
生涯学習課長	加藤淳子	仁賀保公民館長	土門好子
象潟公民館長	佐々木和則	事業課長	佐々木宏和
総務課長・通信指令課長	早水 和洋		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成30年6月22日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第50号 にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定について
- 第2 議案第51号 にかほ市遊休公共施設等利活用促進条例制定について
- 第3 議案第52号 にかほ市自然エネルギーによるまちづくり基金条例制定について
- 第4 議案第53号 にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第54号 にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第55号 物品の取得について
- 第7 議案第56号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第57号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第9 議案第58号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第59号 平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第11 陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情
- 第12 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 第13 陳情第6号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書
- 第14 陳情第7号 駅前市道の大排水の泥取りに関する陳情書
- 第15 議提第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書
- 第16 議提第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第17 議提第7号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書
- 第18 議提第8号 議会運営委員会及び議会広報広聴委員会の調査等に関する決議について
- 第19 議員の派遣の件
- 第20 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時04分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。10番宮崎信一議会運営委員長。

【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】

●議会運営委員長（宮崎信一君） おはようございます。

それでは、本日9時30分から議会運営委員会を開会いたしましたので、その要旨について御報告いたします。

案件については、本日、本会議後に議員への説明会が行われますが、そのときの議会側の注意事項の確認についてとその他ということ協議をしております。

1番目の注意事項の確認については、説明会では事前審議とならないように、質疑については注意するというところでございます。それについては、地方自治法第115条第1項の議事の公開の原則に反する事前審議となることは、議会として避けたいということでございます。質疑については、本会議の中で質疑をしていただきたいということでございます。また、この説明会のあり方についても、今後は少し当局の方にも考えていただきたいという意見も出ております。

その他の方では、本日、議会運営委員会と広報広聴委員会については、本6月定例会において、今任期中の継続審査の決議を行うことを、5月1日の調整会議及び5月8日の会派代表者会議で確認をしておりましたが、本日その旨の決議を行うということで再確認をしたということでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時06分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	須田益巳
副主幹	阿部千春		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	佐々木俊哉

まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	齋藤和幸
観光課長	池田智成	農林水産課長	佐藤正之
生涯学習課長	加藤淳子	仁賀保公民館長	土門好子
象潟公民館長	佐々木和則	事業課長	佐々木宏和
総務課長・通信指令課長	早水 和洋		

.....

午前10時07分 開 会

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 改めて、おはようございます。

これより予算特別委員会を始めます。

ただいま出席している委員は17名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） おはようございます。

それでは、当小委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第56号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）中、企画調整部、議会事務局に関する事項について、全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容について若干報告いたします。

企画調整部関係です。

総合政策課です。

質問です。2款1項9目9節旅費について、シティプロモーション事業の伝承芸能協力団体の旅費ですが、具体的な協力団体は決定しているのですか。

答弁です。文化財保護課と連携しながら、これから団体と交渉する予定です。

まちづくり推進課です。

質問です。2款1項11目19節負担金補助及び交付金について、集会施設の整備補助金は年間どのぐらい要望がありますか。また、要望を年間で全て終わらせることは可能ですか。

答弁です。昨年、平成29年度の実績としては12自治会から要望がありまして、市の補助金としては2,010万円、これは畑自治会で新築があり、大きな金額となっております。宝くじ助成を活用しまして、宝くじの助成が1,400万円、市から314万円で、合計1,714万円の大きな金額になっておりますが、それを除くと610万くらいで推移しております。

次に、議会事務局関係です。

質問です。1款1項1目11節需用費について、消耗品中、作業服について伺います。新人5人程度の当選見込みが10人の当選となり、見込み違いだったのでしょうか、これらは4年ごとですか、それとも毎年ですか。

答弁です。作業服は貸与品となっており、貸与の期間は任期内となっております。改選のある年は新人議員の分を予算計上しております。

質問です。例えば議員の任期5期になった方だとすると、20年は着るものですか。その間、破損等あった場合は交換可能ですか。

答弁です。破損等による交換については可能です。今のところそのような要望はありません。

質問です。現在、夏用は上着だけですが、夏用のズボンの貸与はないのでしょうか。

答弁です。夏用のズボンの貸与はしておりません。以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 総務小委員長の報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） 去る6月18日付託の下記事件につき、審査を終わりましたので報告いたします。

一般会計予算特別小委員会の審査報告をいたします。

議案第56号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について、審査の結果、全員の賛成で可決と決しています。

審査の内容について報告いたします。

市民福祉部、福祉課関係です。

生活保護システム改修委託料についてです。業者委託になって、国保か何かで海外の業者に全部委託してデータが全部漏れてしまったことがありましたが、バックで入れ替えして打ち込むのはこちらとなれば、個人の名前とかプライバシー保護的なものは完全に大丈夫と理解してよろしいでしょうかという質問です。

答弁です。こちらで個人情報そのものをいじるのではなく、各世帯の情報の中にある、例えば今100円と設定されているものが110円とか90円になるとか、そういうイメージの改修ですので、個人情報が漏れるというようなことはないと思います。

教育委員会、教育総務課関係です。

10款1項2目13節旧小出小学校改修工事設計委託料についてです。

質問です。水道を体育館と校舎の2系統にするということですが、それ以上の凍結防止策は考えていますか。工事費が2,000万かかる見込みということであれば、1階の3教室の壁を抜いて広いスペー

スをつくってもいいのではないかと考えます。将来の利用を考えているか伺います。また、教育委員会で話し合った経緯はありますか。

答弁です。今回の改修工事につきましては、現状復旧工事です。将来的にそのようなスペースが必要な団体・業者が出てきた場合は、その団体・業者が負担して対応していくべきものと考えています。水道管の凍結防止に関しては、管の周りに凍結防止の保温材を巻くことにしています。また、教育委員会内部でもそうですが、総務とも話し合い、現状復旧の予算計上となりましたという答弁でした。

教育委員会の学校教育課関係です。

(歳入) 14款3項8目1節拠点校・協力校英語授業改善事業委託金についてです。この委託料について、さらに詳しく説明してくださいという要望がありました。質問になります。

秋田県教育委員会が小学校の英語活動、中学校の英語科に対する教員の指導力向上のために、金浦小、金浦中に事業委託したものです。この歳入に対する歳出予算は、当初予算に計上しています。県からの事業決定通知が5月中にあり、これをもって歳入額が決定するため、今回の補正予算にあげています。教員の研修のための旅費、授業力向上に係る消耗品費、授業力向上を目的とし、昨年度は国際教養大学の先生を招いて授業を行っていますが、その講師謝礼、先生の教材購入費等が予算としてありますという答弁でした。

教育委員会、仁賀保勤労青少年ホーム関係です。

10款4項6目18節備品購入費についてです。

質問です。助成金と歳出予算の差が112万7,000円ほどありますが、機械だけでなく、その他の改修も含まれていますか。

答弁です。改修は含まれていません。助成金は定価の8割が助成対象額で、さらに配分割合が8割になっているため、実質、定価の6割4分が助成額になっており、その差額が発生しているものです。

教育委員会、郷土資料館関係です。

10款4項11目13節池田修三まちびと美術館事業委託料についてです。

質問です。委託料について、パンフレット1万枚、スタンプラリー台紙5,000枚とありますが、集客の見込みとこれまでの実績について伺います。

答弁です。毎年公会堂で実施している美術展には2,000人以上の方が訪れますが、昨年は8月のお盆期間中に合わせて、「おかえり」というテーマで7月22日から8月20日まで開催したまちびと美術館の来場者は、967人でした。その反省を踏まえて、今年は文化祭期間中を含めて10月から実施する予定で、2,000人の来場者を見込んでいます。

スポーツ振興課関係です。

10款5項3目15節屋外運動施設整備工事。

質問です。旧上浜小学校の所管がスポーツ振興課、旧小出小学校は教育総務課の方で所管しています。この所管で違いはあるのか。なぜ旧上浜小学校が教育総務課の所管でないのかを伺いますという質問でした。

答弁です。今現在の基本的な所管の仕方としては、校舎部分は教育総務課で所管しています。条

例にもありますが、スポーツ振興課で所管しているのはグラウンド、体育館、プールです。今回、旧上浜小学校の水道の切り回しに関しては、切り回しする水道が屋外のグラウンドで使用する設備と考えてスポーツ振興課で予算化しています。以上です。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） おはようございます。

当小委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第56号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）中、農林水産建設部、商工観光部に関する事項については、全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容を若干報告申し上げます。

商工観光部、商工政策課に関する事項です。

女性快適職場づくり事業補助金について、常時雇用者のうち女性従業員の割合が50%未満の事業所とありますが、対象となる事業所はどのくらいありますかという質問です。

ものづくり企業を想定しており、市内に約80社の法人事業所がありますが、ほぼ対象になるという答弁でした。

工業振興条例補助金の設備投資補助金について、7%から5%にした理由についての質問です。

答弁は、にかほ市工業振興条例も固定資産税免除や雇用促進助成を行っていましたが、大手企業の再編に伴う大量離職者対策として企業誘致に力を入れ、誘致企業対策として、平成26年度から、従来の工業振興条例に設備投資助成や機械設備リース料助成、使用料助成を新たに拡充しました。誘致企業以外にも多くの地元企業からこの制度を活用いただき、設備投資意欲の促進や景気の向上にお手伝いできたものと考えております。その当時とは状況も変わり、設備投資も企業が勢いをもって導入できる状態となってきており、特に設備投資助成金については、申請件数も非常に多くなり、市政の財政圧迫にもつながる要因にもなっているため、平成29年度から徐々に補助率を引き下げて、来年度は、にかほ市税条例第31条第2項に掲げる法人事業所のみを対象にさせていただくことで告知しておりますという答弁でした。

次に、観光課関係です。

放送コンテンツ海外展開助成事業負担金に関連して、事業内容などの質問です。

答弁は、放送時期につきましては11月下旬から12月上旬の2週間の土日、8市分を集中して放送されるものです。今回の事業によって台湾からどのくらいの誘客が見込まれるかは見込みを立てておりませんが、視聴する世帯数は台湾国内で525万世帯でありますので、相当なPR効果があると考えておりますとの答弁です。

次に、北前船日本遺産認定自治体負担金134万円に関する質問です。

答弁は、日本遺産登録自治体が加盟する協議会のホームページがあり、現在は先行する11自治体で構成されております。今回作成するホームページや動画は、その協議会に追加27自治体が加盟して、そのホームページで公開されます。また、動画はユーチューブにも公開される予定で、にかほ市のホームページや観光協会のホームページにもリンクを張って紹介してまいります。今回の負担金につきましては、先行する11自治体が事業を既に行っており、その事業に追いつき足並びをそろえるために追加の27自治体と同額の負担を計上しているものであり、今回に限りこのような負担額となっているとの答弁でした。

次に、建設課関係です。

景観計画作成業務について、景観行政団体になる時期、建物を申請するための指定についての質問では、景観行政団体の移行時期は平成32年3月を予定しており、建物や風車の規制についても今後の委託業務の中で検討していきますとの答弁でした。

委託期間が2年の理由についての質問には、1年の四季を通して見た上で検討したいという理由ですとの答弁でした。

次に、農林水産課関係です。

6款1項6目農村整備総務費19節負担金補助及び交付金についてです。

農地集積加速化基盤整備事業負担金に関連してです。この事業にどのくらいの農家が加入しておりますか。農家の1反歩当たりの自己負担割合はどのくらいありますかの質問です。

この圃場整備区域内に農地を持っている方が95名おります。農家の自己負担は、工事完了後に精算となりますので概略の数字ですが、工事費は250万円ほどです。この圃場整備事業につきましては、県、国、市の補助、自己負担割合は7.5%という事業になっております。これにつきましては、面積の集積を図るということで、促進費というものが後で交付される補助事業となっております。法人、担い手等に集約する面積が85%以上を達成し、誘導化が図られますと5%、国から支給されます。それから、残りの2.5%につきましては、誘導化が図られた面積のうち70%以上の誘導化が図られますと、最高限度額が2.5%、全てのハードルをクリアすると事業費の100%が国庫補助、市、県の補助で賄えるような状況になっておりますとの答弁でした。以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これより討論・採決を行います。

議案第56号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第56号に対する討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。この採決については起立によって行います。議案第56号平成30年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第56号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第56号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査を全て終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時33分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前10時45分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第50号にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定についてから日程第10、議案第59号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案10件、日程第11、陳情第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情から日程第14、陳情第7号駅前市道の大排水の泥取りに関する陳情書の陳情4件、計14件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤竹文君） それでは、平成30年6月18日に当委員会に付託になりました議案について、審査が終了しておりますので御報告いたします。

議案第50号です。にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定について、賛成多数で可決と決しております。

議案第51号です。にかほ市遊休公共施設等利活用促進条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第52号にかほ市自然エネルギーによるまちづくり基金条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第55号物品の取得について、全員の賛成で可決と決しております。

続いて、陳情第5号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情については、全員の賛成で採択と決しております。

審査の内容について御報告申し上げます。

議案第50号についてであります。

質問です。派遣先で役職を決めることになるのか、または当局で事務局長などの役職で派遣するのか。

答弁です。今回のケースでいきますと、職員派遣に対する受理した要望書上では、事務局長が不在であるがために事務に支障を来しているのが派遣を要望するとの内容でありましたが、実際に市から派遣する段階では事務局長として派遣することはできません。あくまでも観光協会の職務に従事することになります。また、役職については、人事案件であり、観光協会の理事会を経て決まることでもありますので、今回の派遣は決まった役職に対しての派遣ではありません。

質問です。この条例制定は観光協会からの要請があったことによる制定なのか、または退職者の仕事をにつくるためのものなのか。事実はどうなのか。どうなっているのでしょうか。

答弁です。観光協会が事務局長不在の中、職員3名、臨時職員1名の4名による職員体制が厳しい状

況であることから、職員派遣の要望が5月17日に市長に提出されました。要望に応えるためには条例を制定しないと派遣できないこととなっておりますので、要望に基づいて、まずは観光協会に派遣するための条例を制定するものであります。

質問です。今回再任用の方を派遣することで進められておりますが、退職した方をお願いするなどの考えはなかったものなのでしょうか。

答弁です。退職者をお願いする考えはなかったかとのことですが、再任用職員は経験が豊富であります。今回は退職前に商工観光部長を2年間務められた方が、この4月から再任用職員として勤務しておりましたので、観光業務に精通した適任である人を観光協会に派遣したいとのことからであります。

質問です。規則が決まっていないのに条例が先だということで、こまやかな規則がないままにこの条例を採択することが不可思議なのですが、採択されると我々が規則の説明を受ける機会はないのでしょうか。

答弁です。条例が可決となった場合、同時に規則が公布となりますので、今回の審査に資料としてつけさせてもらっていたところでございます。また、観光協会との取り決め内容につきましては、6月22日に条例が可決いただけるならば、7月1日からの派遣に向けて観光協会と速やかに協議をして取り決め内容を決めてまいります。また、その内容につきましては、取り決め後に議員の皆様方にお示ししたいと思っております。

質問です。規則は法人ごとに何本でも定めることになるのですか。

答弁です。法人が増えた場合は、資料2の規則案、第2条、職員を派遣することのできる団体を改正します。法人を追加することになりますので、あくまでも規則は一本であります。

質問です。営利法人である特定法人への派遣は、一旦退職の上派遣となりますが、市職員の身分を有した人を派遣できないということによろしいですか。

答弁です。営利法人については、一旦退職をして派遣となります。また、任用期間満了の場合は復職できることとなっております。

質問です。公益法人への派遣期間は5年まで延長可能であります。再任用職員の場合は基本的には65歳が定年なので、その場合はどうなりますか。

答弁です。あくまでも派遣期間は3年以内であり、基本的には1年ごとの更新となっております。今回の観光協会からの要望につきましては、来年の3月31日までとなっております。

質問です。給与は市で支給することによろしいですか。

答弁です。観光協会への派遣は公益法人への派遣ということになりますので、市で支給することになります。

次に、採決において出されました討論について御報告申し上げます。

反対討論です。

観光協会の実情などは承知しているのですが、何か順序が間違っている気がします。協会に派遣される方は再任用職員と大体決まっているとのことですが、7月から派遣する。なぜこのような間近な時期の提案なのかという気がします。もう少しじっくり検討すべき事項と思います。来年度も再

来年度も再任用職員はどんどん出てくるわけで、それが各種団体へ派遣されるケースが想定されるのではないかと考えたくになります。苦渋の表現なのですが、反対討論とします。

次に、賛成討論です。

私は観光協会の内情等に特別明るくないのですが、協会職員が高給、高賃金であるという認識はありません。イベントが多く、厳しい労働環境であると思っています。収益を上げるため多くのイベントを実施しようとする、今のかほ市観光の現状も理解できます。その観光協会の事務局長ポストへ、再任用されている前商工観光部長が観光分野に精通している人材として派遣されることは適材と考えます。臨時職員でも、といった議論になりましたが、一から指導することになるし、誰にでも務まるものではないです。特にこれからの繁忙期、7・8月の観光シーズンに合わせて協会の体制強化につながるものとして、反対する理由はないと思います。

次に、議案第51号についてでございます。

質問です。第7条第3項及び第8条第2項の規定において、減額及び無償貸し付けができる期間は契約開始の日から36月を超えないものとし、市長が公益上特に必要があると認めた場合は延長できることになっていますが、延長期間はどのようになりますか。

答弁です。当初の貸し付けを契約期間3年以内とすることから、延長についても同様の考え方で契約期間を3年とする予定です。

質問です。貸し付けや延長の審査は、企画調整部で審査をした上で市長が判断することになるのでしょうか。

答弁です。副市長を委員長とした審査委員会を設置し、各部長が委員となり、当初の貸し付けから延長に至るまで事業内容等を審査し、審査結果を市長へ報告することになります。

質問です。第4条中「ただし、公益上特に必要と認める場合は、公募によらないで指定をすることができる」とありますが、現段階で想定している事業はありますか。

答弁です。基本的に相当な理由がなければ公募をしないで貸し付けすることは考えておりませんが、例えば小出小学校を小出地区の市民が地域コミュニティ事業に使用する場合など、地域での事業に活用する場合を想定しております。

質問です。現在廃校となった校舎は部活動などで使用されておりますが、今後どのような方針なのでしょうか。

答弁です。学校施設には校舎と体育館とグラウンドがあります。体育館とグラウンドは、現在スポーツ少年団や一般の方も使用しており、教育財産となっています。今後、校舎を貸し付けすることになった場合は、校舎部分を用途変更した上で貸し付けしますので、体育館やグラウンドはこれまでどおり使用できます。

質問です。減額貸し付けの減額前の基礎となる基準的な価格はどのように算出していますか。

答弁です。公有財産台帳上で管理しており、建物の取得価格から減価償却分を除いた価格に100分の5.1を乗じた額に、建物敷地の使用面積につき台帳価格の100分の1を乗じた額を加算して算出します。

質問です。本条例の制定後、釜ヶ台小中学校の現在の貸し付け状況はどのようになりますか。

答弁です。これまで新産業支援センター条例に基づいて様々な企業へ貸し付けしてきましたが、現在は条例から外し、普通財産として総務課で農業法人の株式会社福寿草へ校舎と土地を貸与しています。

質問です。複数の申請が出てきた場合の優先順位の目安はありますか。

答弁です。例えば福祉事業や、雇用拡大を伴うものや地域コミュニティ事業へ積極的に参加する意思があるかどうかなどを総合的に勘案して決定するものと考えております。

次に、議案第52号です。

質問です。拠出金を出す3事業所の事業所名と、その最初の基金は幾らから始まったのか教えてください。

答弁です。基金への積み立てを考えている事業者は、仁賀保高原風力発電、生活クラブ生協、ユーラスエナジーの3社で、ユーラスエナジーは由利高原、由利原に風力発電施設が設置されておりますが、その変電施設がにかほ市域内にあります。金額については、仁賀保高原風力発電が400万円、ユーラスエナジーからは50万円、生活クラブからは225万7,000円としております。積み立てる額の根拠は、生活クラブからは発電量1キロワット当たり0.5円と示されております。仁賀保風力発電とユーラスエナジーからは、これまでも協力金としていただいておりますが、発電量とは別の考え方で除雪経費としてかかるだろうというものを差し引いた400万円、50万円を積み立てようということと考えております。

質問です。基金となると目安があると思うが、目安となる決まりなどはないのか。また、例えば1,000万といった想定した金額の形のある基金の計画はあるのか。

答弁です。仁賀保高原風力発電からは年間1,200万円を定額でいただいております。そのうち、施設整備に800万円を充て、400万円を基金への積み立てと考えており、ユーラスエナジーは150万円を定額でいただき、100万円を施設整備に充て、50万円が基金への積み立てとなっています。生活クラブは、1キロワット当たり0.5となっているので多少の変動はありますが、他の2社分は毎年定額400万と50万が基金への定額で積み立てできるので、有効に環境美化や子どもの教育に使っていきます。

質問です。使う目的ははっきりしていますか。また、使う事業を判断する責任者は誰になりますか。

答弁です。条例第5条の目的に合致するものだけに使用することになります。担当課が要望として教育活動に使いたいとなれば、予算で要求してもらい、財政当局のヒアリングを受け、必要査定で決まります。なお、基金の管理は会計課になります。

質問です。第5条ですが、1から5までありますが、これだといかようにも解釈できるので、具体的なこと細かなことは規則でつくられるのですか。

答弁です。この条例の施行規則を制定することにしており、最終的な調整を行っていますが、規則では事業者が協力金を出したい場合の手続に関するものが主なものになります。第5条に定めている限定的な用途の具体的な表面までは規則では入らない予定でおります。一般的に条例に掲げている事業に当てはまるだろうと解釈できるものについては、充当していきたいと考えております。

質問です。お金の出し入れは当然事業実施していくと出てくると思いますが、その用途については議会に対する報告義務はありますか。

答弁です。基金を活用する場合は、直接基金からの支出でなく、当初予算や補正予算を通して基金からの充当となります。その段階で議員の皆さんに説明がなされます。

質問です。第6条の基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるとありますが、市長が別に定める事項とはどのようなものなのか。

答弁です。条例施行規則を予定しており、その中では、事業者から協力金の納付の申し出や受領書の交付方法などの手続に関する事、協力金をこうした事業に使用し充当したいということ、市民や事業者へ報告する手続について定めることを考えております。

質問です。上郷の本郷そばはブランドとして売り出したいというところがあるが、議員の私たちがブランドのPRなどに基金を使えるよう企画調整部に相談した方がいいなどと紹介していいのではないかと。窓口は企画調整部でいいのか。

答弁です。今あるブランドにも基金は使えます。例えば関東の生活クラブに流出させたいとなれば、パッケージなども必要になってきますので、パッケージを制作する委託料とか、今も販売しているが、さらに向上させたい場合やパッケージも変更したい場合は、ブランドの推進及び向上に合致しますので、それは議員の皆さんにも紹介してもらいたいと思います。窓口は企画調整部のまちづくり推進課になります。また、場合によっては、農林水産関係であれば農林水産課と共同で行うことにもなります。

次に、議案第55号です。

質問です。5月23日に秋田日産自動車株式会社から入札辞退届が提出されたとのことですが、入札辞退の理由を教えてください。また、随意契約となった経緯を教えてください。

答弁です。この入札は5月23日に執行を予定し、県内の高度管理医療機器等販売業許可を持っている2社を指名して入札執行を通知しましたが、入札執行2日前の5月23日付で秋田日産自動車株式会社からの入札辞退届を受領しました。なお、入札辞退届の様式においては辞退理由を付していただく義務づけはなく、総務課の入札担当でも辞退理由は把握しておりません。その後、1社しか応札がないということで不調となったことを消防本部総務課へ通知しました。消防本部総務課から、この件に関しては自動車納入後の様々な救命措置用機材等のメンテナンス、そういうことをメンテナンス等を含めて、県内の有資格事業者でないとその後の業務に支障を来すという協議があり、契約担当部門の総務課としては、この件に関しては随意契約に移行することはやむを得ないというところで判断をしたものです。以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊東温子君） 去る6月18日付託の下記事件につき、審査が終了いたしましたので報告いたします。

議案第53号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しています。

議案第57号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について、これも全員の賛成で可決と決しています。

次に、陳情第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、賛成多数により採択しております。

陳情第6号地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書、この陳情については全員の賛成で採択と決しております。

審査の内容について若干報告いたします。

議案第53号についての質問です。国の法の改正に伴って市は条例を改正するということですが、支援員の資格を緩和するという解釈と思いますが、支援員の資質について問題視するようなことがないという解釈でよろしいでしょうか。

答弁です。支援員になるための10の要件がありますが、県の研修を受けることが認定の必須条件です。ある程度経験を積んだ上で研修を受けることになっていますので、資質は得られていると思われる。

議案第57号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について、1款1項1目15節工事請負費についてです。

質問です。不具合が生じていて、当初予算でなく補正予算になった理由は何ですか。

答弁です。市の考え方としては、高額な建築設備工事に関しては、設計を委託して工事設計額が決まった段階で予算措置し実施することとしています。今年度、小出診療所の冷暖房設備の改修については当初予算に設計委託料を計上し、事業費が決まったことにより、財源となる起債も含め今回の補正に計上したものです。

質問です。二、三年前から不具合ということですが、どのようにこれまで対応してきましたか。

答弁です。診療所は避難所になっていますので、暑いときは扇風機、そして寒いときは丸形の石油ストーブを出してきて対応したということです。

陳情についてであります。

陳情第4号に対しては、これまでも平成18年から10回以上、にかほ市議会ではこの陳情を採択してきている件があります。若干文言の変化があるものの、陳情理由に基本的な変更はなく、継続して採択すべきと考えますという賛成討論がありました。

次に、陳情第6号についてです。本市でも60件前後の相談実績があるようですが、その件数は減少していません。本地域での消費相談事業の必要性は薄くなく、そのための財政支援は必要と考えますという賛成討論がありました。以上です。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませ

んか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木春男君） 当委員会に付託になりました議案について、審査が終了しておりますので御報告申し上げます。

議案第54号にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定については、全員の賛成のより可決と決しております。

議案第58号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第59号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）については、全員の賛成で可決と決しております。

陳情第7号駅前市道の大排水の泥取りに関する陳情書は、全員の賛成で採択と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第54号では、公園の割合の基準は何か、両公園の運動施設の敷地面積割合についての質問には、都市公園における運動施設の敷地割合は国の都市公園法施行令を参酌したもので、敷地面積割合は、仁賀保運動公園は、敷地面積7.3ヘクタールのうち運動施設面積が3.3ヘクタールで45.2%、岡の谷地公園は、4.6ヘクタールのうち2ヘクタールで割合が43.5%ですとの答弁でした。

議案第58号では、金浦中継ポンプ場の揚砂ポンプはいつ頃から故障していたのかの質問には、以前より腐食が進んでいたところに今回の陥没事故により大量の土砂が流入し故障したものと思われるとの答弁でした。

勢至公園前の工事の内容についての質問には、管更生工事という既設管の内側に新たに管を施工する工法を予定しており、工期は3ヵ月見込んでおります。口径が700ミリメートルから600ミリメートルになりますが、人口も減少し、汚水量も減っていることから対応可能です。耐用年数としては、標準で50年延長されるとの答弁でした。

議案第59号では、減免規定に係る免責の不可効力とはどこまで言うのか、今回の補正は会社1件分なのか、漏水量と還付割合についての質問があり、答弁では、埋設部など自己管理が困難な部分において漏水が発生した場合、修正をした上で申請してもらい、減免になるか審査し決定するものとなっている。今回の補正は会社1件分で、3ヵ月で3,400m³の漏水で、基本的には2分の1相当が還付になるとの答弁でした。

陳情第7号では、記録的大雨が浸水の直接的原因と考えられ、大排水の泥取りを怠ったことが因果関係としては認められないが、引き続き定期的な点検と必要に応じた泥取りを当局に求めました。

以上、報告申し上げます。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませ

んか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に平成30年6月18日に付託になりました、議案第56号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第56号は、全員の賛成により可決と決しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第50号にかほ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。11番佐藤治一議員。

【11番（佐藤治一君）登壇】

●11番（佐藤治一君） 初めての体験ばかりで、本議会は実際非常に疲れました。もちろん反対討論も初めてのことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の反対討論を始めさせていただきます。

議案第50号に対してです。私は、反対理由として四つ述べさせていただきます。

一つ、条例の制定というのは、非常に重きものと私は考えます。もう少し検討すべきと考えます。観光協会からの要請にしろ、急に制定を急ぐ必要があるのか。十分な検討がなされないまま、本議案の6月制定、7月1日からの派遣には無理があり、急ぐ必要に多少の疑問も感じます。市民の理解が得られるとは到底思えません。

2番目、観光協会と市は、ある意味で対等の立場であるべきと考えます。元部長の派遣職員を送ることは、例えば民間企業に例えれば、親会社と下請企業との関係であり、観光協会の意見、自主性が損なわれて、市との連携のバランスが崩れる懸念があるのではないのでしょうか。

3番目です。観光協会が忙しくて人手不足とも聞いておりますが、観光協会の本来の仕事は何なのかと私は思います。市との業務の住み分けをしない限り、幾ら市から経験豊富な人材を派遣しても、にかほ市の観光行政の発展はないのではないのでしょうか。

4番目です。優秀な人材確保の面から見たら、例えばUターンの希望の方も含めた公募が最良であり、公募の中に退職市職員が入るのが一番市民の理解を得られる方法と考えます。

私は、以上のことから反対します。

最後に、議員の皆様には私同様の判断を期待しまして、私の反対討論を終了させていただきます。
ありがとうございます。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。1番齋藤光春君。

【1番（齋藤光春君）登壇】

●1番（齋藤光春君） 今回の条例制定について、反対の討論をさせていただきます。

まず、観光協会の現状というのは十分承知の上での反論であります。

一つ目——私は三つまとめて話しさせていただきますけれども、先日の議会において、本条例の理由として観光協会の方から事務局長派遣の要請を受けたと。今日5月17日に要望書ですか、受けたとお伺いしましたが、要望書提出あったということでもあります。これは、観光協会一つのみではなくて、条例というのは公平・公正な立場で制定され行われるものだと考えます。1団体のみというようなことでは、憲法にある公正な立場、全体の市政は、全体のためのものであって一部ではないということに考えていただければわかると思います。それから、観光協会であります、こちらの方は、以前、営利を目的とした一般社団法人に変わるということになっております。この場合、営利を目的とした公益社団法人ではありますが、地方公務員法の第38条に営利企業等の従事制限というのがあります。こちらの方もしっかりとした団体、どういう団体に派遣したらいいのかということを検討した上で条例を制定すると。だから内部の規則というのも考えていくべきだと考えます。その中に、ただほかの自治体では、様々な条例がありまして、手続の手順が示されております。例えば申請書の提出とか、それから取り決めのお互いの契約とか、そして派遣職員の同意書とか様々なものを交わした上での派遣ということになってるはずですが。このようなことから、検討の余地がまだたくさんある。1団体からの要請だけでの急ぎよ制定するものではない。

二つ目といたしまして、観光協会からのこういうような人材派遣に関しましては、1年以上前から要望されております。で、断られております。職員の派遣を制定するのであれば、もっと早く議会の方に提出して審議していれば、7月から派遣するということに対しては既にできていたことではないかと。今、今回の議会にこの条例制定をしてすぐに検討して派遣するというのは早急過ぎると。これはどんなものかと思えます。それから、こちらの方にもう一つこういうことがあります。どういう形でかわかりませんが、既に5月から誰か職員みたいな方が観光協会に出入りしてるということでもあります。もし職員だとするのであれば、市役所の職員が職務中に職場を離れてですね、ほかの団体の業務に携わってるということでこれは大変なことでもあります。それから、条例がまだ制定されないうちから同団体の方では派遣されることが確定したような、そして誰が派遣されるかというような具体的などころまでを名前を挙げて話題になっているようです。こうなりますと、もう非常に大変なことでもあります。条例を設ける、改廃することは、地方自治法の96条に、議会の権限であります。これがなしのままです。これがなされていくと。特定団体と確約しているようなことであれば、議会の軽視であります。また、他団体への人事関与が感じられるような気がいたし

ます。

三つ目といたしまして、今回の場合は再雇用をしている者の派遣ということでありまして、今後派遣するためにですね、派遣するためだけのために再雇用するというのであれば、以前から市長が言われてる職員数の削減に相反することではあります。俗に言う天下りというようなことも懸念されるようなことではないかと思っておりますので、このような疑いがないような規定を設けて、しっかりとした検討が必要であると考えます。観光協会に限らず、この条例に関しては、公共性のある団体への支援は本当ににかほ市の活性化のためにはですね非常に大切なことであり、大いに歓迎いたします。観光協会に関しましては、独自で職員を雇用ができるような援助、支援の方法があるのではないかと。先ほど治一議員の方からもお話しありましたが、例えば別の支援の方法、公募して自分たちでやると。向こうでは事務局長が欲しいと。先ほどの話だと、こちらから職員を派遣するだけだと。あとは向こうに人事は任せるということでしたけども、先ほどお話ししたとおり団体の方で事務局長が来るというような話をされてるということは非常に懸念しております。

以上のことから、今回の早急に条例を制定して、1団体のためのものでないですから、検討を加えながらですね、まだしっかりと制定に向けて議論・討議をしていった方がかえってよろしいのではないかと。決してこれが条例そのものの制定がだめだということではなくて、今、早急過ぎますと。7月1日からのためだけにやることではないと考えておりますので、どうか議員の皆さんも私の話してる趣旨をおくみいただきたいと思っております。これで反対討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第50号の討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号にかほ市遊休公共施設等利活用促進条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第51号の討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第52号にかほ市自然エネルギーによるまちづくり基金条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第52号の討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第53号の討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第54号の討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号物品の取得についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第55号の討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第56号の討論を終わります。これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第57号の討論を終わります。これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第58号の討論を終わります。これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第59号の討論を終わります。これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第5号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時48分 休 憩

午前11時49分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

異議がありますので、陳情第5号は起立によって採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情に賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択

することに決定しました。

次に、陳情第7号駅前市道の大排水の泥取りに関する陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第7号の討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15、議提第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書を議題とします。

議提第5号について4番伊東温子議員の説明を求めます。4番伊東温子議員。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） 議提第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月21日。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木敏春、にかほ市議会議員宮崎信一、にかほ市議会議員菊地衛、にかほ市議会議員齋藤進。

意見書の趣旨については御一読ください。

提出者、秋田県にかほ市議会議長佐藤元。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣となっております。

●議長（佐藤元君） これから議提第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第5号についての質疑を終わります。

次に、議提第5号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第5号の討論を終わります。

次に、議提第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議提第6号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

議提第6号について15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番伊藤竹文議員。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） 議提第6号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月21日。

提出者、にかほ市議会議員伊藤竹文。

賛成者、にかほ市議会議員佐藤治一、同じく佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく渋谷正敏、同じく佐藤元でございます。

意見書の内容については、次のページを御参照ください。7項目についての意見陳述でございます。

意見書の提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）でございます。経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）でございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議提第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第6号についての質疑を終わります。

次に、議提第6号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第6号の討論を終わります。

次に、議提第6号地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第6号地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議提第7号地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を議題とします。

議提第7号について4番伊東温子議員の説明を求めます。4番伊東温子議員。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） それでは、議提第7号地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年6月21日。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木敏春、同じく宮崎信一、同じく菊地衛、同じく佐藤直哉、同じく齋藤進。

意見書につきましては、次のページを御一読いただきたいと思います。

提出者、秋田県にかほ市議会議長佐藤元。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議提第7号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第7号についての質疑を終わります。

次に、議提第7号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第7号の討論を終わります。

次に、議提第7号地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第7号地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議提第8号議会運営委員会及び議会広報広聴委員会の調査等に関する決議についてを議題とします。

議提第8号について10番宮崎信一議員の説明を求めます。10番宮崎信一議員。

【10番（宮崎信一君）登壇】

●10番（宮崎信一君） 議提第8号議会運営委員会及び議会広報広聴委員会の調査等に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年6月22日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木敏春、同じく渋谷正敏、同じく佐々木正勝、同じく佐々木春男、同じく佐藤文昭、同じく伊藤竹文。

次のページに書いてございますが、調査事項、調査方法、そして期間の方が任期中ということでございますので、平成30年6月23日から平成34年4月30日までとなっております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議提第8号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第8号についての質疑を終わります。

次に、議提第8号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第8号の討論を終わります。

次に、議提第8号議会運営委員会及び議会広報広聴委員会の調査等に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第8号議会運営委員会及び議会広報広聴委員会の調査等に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第19、議員の派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第20、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回にかほ市議会定例会を閉会いたします。

午後0時05分 閉 会
